

久喜菖蒲公園 現況調書

1 公園の設置目的

久喜菖蒲公園は、東部地域の緑の拠点として、都市環境の整備とレクリエーションの場の確保、防災・避難施設等の整備など、県民の安全で豊かな生活と福祉の向上に寄与する公園として整備されました。

久喜市と菖蒲町にまたがるこの地域は、河原井沼、菖蒲沼といわれていたクリークの多い湿田地帯でしたが、工業団地を造成に合わせ、その中心に、クリークを集約した31.3haの巨大な池を掘り、池を含めてその周囲を緑豊かな公園として整備しました。

公園の中心施設となるこの池は、現在も工業用水源として利用されています。

この公園は、「豊かな水と緑の交流の場」として、子供からお年寄りまで、池を取り囲む樹林の中でのジョギングやサイクリング、広大な水面を利用した魚釣り、ボート遊びなどを楽しみながら、心身のリフレッシュの出来る憩いの場を創造することを目的としています。

2 公園の概要

- (1) 位置 久喜市河原井町、菖蒲町昭和沼地内
- (2) 開設年月日 昭和52年7月
- (3) 公園面積 40.0ヘクタール
- (4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R元年度	73,567人
R2年度	78,984人
R3年度	98,590人

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	大噴水 高さ3.4m 巾4.0m 霧噴水 高さ0.8m 巾1.0m 滝 (正門トイレ入口) 高さ2.8m 巾4m 長さ3.5m 花壇 正門20㎡ 2か所 植栽 アベリア 2,660㎡ ヒイラギ 900㎡ ドウダンツツジ 590㎡ 屋根付広場 750㎡ その他 1,400㎡ しょうぶ池 藤棚		○
2 [休養施設]	屋根付広場 393㎡ ベンチ (椅子) 43基 テーブル 4基 あずまや 30㎡ ベンチ 4基 その他ベンチ (遊具広場含む) 104基 テーブル (遊具広場含む) 7基		○
3 [遊戯施設]	健康器具 4基		○
	複合遊具 1基		○
	小型複合遊具 1基		○
	リンク式遊具 2基		○
	ツリーハウス		○
	魚釣り場 有料釣り場 (釣り堀) 自由釣り場	○	○
4 [運動施設]	サイクリングコース 2,500m ジョギングコース 2,600m		○
5 [便益施設]	レストハウス 105㎡ テーブル5基 椅子20基 売店 (釣り場受付) 49㎡ テーブル4基	○	

5 [便益施設]	椅子 20基	○	
	駐車場 第1駐車場 176台 第2駐車場 98台		○
	木製デッキ 750㎡ ベンチ10基		○
	便所 正門118㎡ 西65㎡ 南15㎡ 釣り場前24㎡ 釣り場内20㎡ ※その他事務所・釣り場売店・レストハウス内にある		○
	鯉のエサ販売機 2台	○	
	バーベキュー場 14区画	○	
6 [管理施設]	管理事務所棟 197㎡ ボート・自転車置き場 320㎡		○
	釣り場受付(売店) 49㎡	○	
	正門 東門 西門 北門各1箇所		○
	外灯 55基		○
7 [防災施設]	耐震性貯水槽100t×1基、防災用発電機1基 防災用井戸50mm×1、防災用井戸用発電機1 浄水装置1台、避難施設(屋根付広場)1 防災用照明(屋根付広場)、移動系防災無線		○

(6) 主な建物（建築物）

・久喜菖蒲公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	4月1日から3月31日まで (365日間)	8：30～17：30 但し7/16～8/31は 18：30まで	無休
駐車場	4月1日から9月30日まで 10月1日から3月31日まで (365日間)	5：00～22：00 6：30～21：30	無休
レストラン	4月1日から3月31日まで (357日間)	10：00～17：00	12/27～1/3は休業
有料釣り場	4月1日から3月31日まで (357日間)	平日 7：00～16：00 但し4月～9月までの 土、日、祝日 6：00～16：00	12/27～1/3は休業
貸しボート	4月1日から11月30日まで 3月18日から3月31日まで (258日間)	10：00～17：00 但し7/16～8/31は 18：00まで	
貸し自転車	4月1日から3月31日まで (357日間)	10：00～17：00 但し7/16～8/31は 18：00まで	12/27～1/3は休業
バッテリーカー	4月1日から3月31日まで (357日間)	10：00～17：00 但し7/16～8/31は 18：00まで	12/27～1/3は休業

バーベキュー場	4月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで (275日間)	10:00~17:00	
---------	--	-------------	--

4 職員体制

(1) 職員配置

勤職員及び業務補助職員を配置している。管理は、指定管理者である公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 4-130）が行っている。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月～金		勤務時間	備 考
日勤帯	常 勤	2～3	2～3		8:30～17:15	7/16から8/31は、 営業時間1時間延長のため、常勤は 19:00まで、臨時は 18:00まで勤務
	非常勤					
	臨 時	4～8	5～6		9:40～17:10	
	計	6～11	7～9			
朝夜帯	常 勤				～	
	非常勤				～	
	臨 時	1	1		5:30～11:00	
	計	1	1			

5 管理実態

(1) 園地図

- ・久喜菖蒲公園 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・久喜菖蒲公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・久喜菖蒲公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・久喜菖蒲公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）
・業務用電力 4.5kw
・従量電灯 C 7KVA
・従量電灯 C 8KVA
・低圧電力 1kw
○電話
・ 2回線
○上水道（契約口径・引込数）
・久喜市河原井町70 口径50mm 1本
・久喜市菖蒲町昭和沼8 口径50mm 1本
○ガス（用途）
・給湯用
○軽油（用途）
・防災用井戸発電機
・園地管理
○重油
・非常用発電機

(5) 遊具点検

【主な遊具 各種遊具・健康器具】

- ・外注分 年1回点検確認を行っている。
- ・直営分 日常点検記録簿を基に、毎日各種遊具等の点検確認を行っている。

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

- ・サイクリングコース 2, 500m
- ・ウォーキング・ジョギングコース 2, 600m

(7) 修繕リスト

- ・久喜菖蒲公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(8) 有料施設の利用状況

- ・久喜菖蒲公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・久喜菖蒲公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

- ・久喜菖蒲公園 備品台帳参照（別紙9）

6 特記事項

- 繁忙期における渋滞緩和及び近隣施設等への違法駐車防止対策
ゴールデンウィーク等繁忙期では、周辺道路において渋滞が発生し、さらに、近隣施設等への違法駐車が発生するため、警備員（2名～4名）を配置し違法及び無断駐車対策を講じている。
- 魚釣り場
有料釣場は、池の一面を隔離した釣堀であり、年間1tほどのヘラブナを放流している。このほか、安全管理上および環境対策上から、池の南岸の一面を「自由釣場」として指定し、その指定区域のみ、池での釣りを認めている。
- 音楽噴水
噴水の出る時間は午前9時から午後5時までである。なお、夏季期間においては、午後6時30分まで延長している。
30分おきに10分ずつ、クラシックなどの音楽を流している（音楽に合わせて噴水が姿を変える）。
- 防災
埼玉県地域防災計画において防災活動拠点に指定されている。また、久喜市の指定避難場所になっている。
耐震性貯水槽や災害用の井戸などがあり、県営公園防災施設管理要綱等に基づき指定管理者が維持管理を行う必要がある。
防災協定に基づく防災訓練を、毎年、地元消防署及び市と連携して実施している。
- 生態系に配慮した管理
浮島を含め、池の北岸一帯は、野鳥の営巣が確認されており、生態系に配慮した管理を行っている。また、年に数回、生態系保護団体等が独自に雁、鴨の調査を行っている。
- 防犯対策
日中夜間を問わず公園を出入りすることが可能で、自販機や車上荒らし等の犯罪発生未然防止を図るため、防犯カメラの設置や地元警察に巡回パトロールの協力を依頼するなどの防犯対策を行っている。

○ 「ながらスマホ」について

スマートフォンなどを見ながら園路で立ち止まったり、自転車に乗ったりなど、「ながらスマホ」利用者が増加している。園路の幅が狭い箇所等での歩行者や自転車利用者との接触事故などが懸念されるため、園内放送や看板等で注意している。

○ 利用者サービスの提供

子育て支援の一環として、令和3年度、管理事務所入りロエントランスに「設置型ベビーケアルーム」を設置した。また、芝生エリアには「記念撮影用修景ドア」を設置し、利用者サービスを提供している。

○ 第2駐車場の一部でスケボー利用をすることについて

県発注工事により、令和4年度中に第2駐車場の一部を修繕する予定がある。当該エリアでは、R4年度内にスポーツ団体（久喜アクションスポーツ推進委員会）と連携してローラースポーツ利用の試行を行う予定があり、試行の結果によっては、本格的に実施していくことも考えられる。なお、防犯対策として、試行区域の出入口をチェーン等で封鎖できるようにする他、夜間も撮影可能な防犯カメラの設置を予定している。

○ 喫煙所の設置

園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

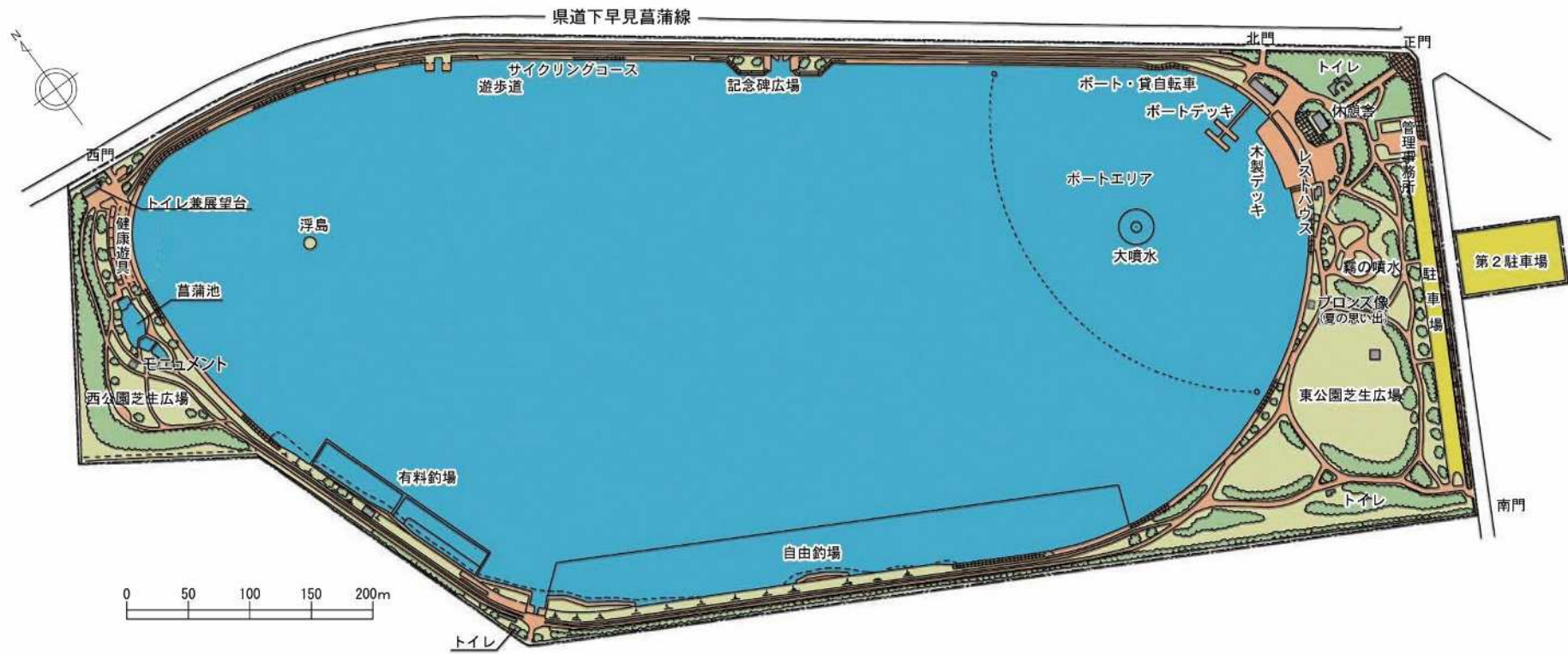
○ 主な自主事業

- ・有料釣り場
- ・貸しボート
- ・貸し自転車
- ・バッテリーカー
- ・バーベキュー場
- ・休憩用具
- ・鯉のエサ販売
- ・自動販売機の設置
- ・レストハウスの委託業務
- ・定置式遊具の設置

久喜菖蒲公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
管理事務所	昭和54年4月1日	鉄筋コンクリート造	1	170.00	170.00
四阿	昭和54年4月1日	スレート造	1	30.00	30.00
ボート・自転車置場	昭和54年4月1日	鉄骨造	2	197.00	394.00
自転車置場		鉄骨造	1	47.87	47.87
ボート受付		鉄骨造	1	2.00	2.00
ボート受付		鉄骨造	1	2.00	2.00
電気室(変電室)	昭和54年4月1日	コンクリートブロック造	1	31.00	31.00
便所(南)	平成6年3月20日	鉄筋コンクリート造	1	27.00	27.00
有料釣り場受付	平成6年3月25日	鉄骨造	1	49.68	49.68
有料釣り場係員休憩所		鉄骨造	1	10.00	10.00
レストハウス	平成8年4月30日	鉄骨造	1	105.10	105.10
便所(有料釣り場前)	平成8年4月30日	鉄筋コンクリート造	1	23.86	23.86
正門便所	平成9年4月21日	鉄筋コンクリート造	1	117.38	117.38
西門便所	平成9年4月21日	鉄筋コンクリート造	1	64.80	64.80
非常用発電室	平成9年4月21日	鉄筋コンクリート造	1	34.84	34.84
非常用井戸室	平成8年3月1日	GRC複合パネル	1	14.24	14.24
屋根付広場	平成9年3月1日	鉄筋コンクリート造	1	431.70	392.80
霧の噴水ポンプ室	平成7年	鉄筋コンクリート造	1	10.00	10.00
有料釣り場内便所	平成10年3月1日	木造	1	13.20	12.00
ツリーハウス	平成30年10月15日	木造	1	9.97	9.97
			計	1,391.64	1,548.54

久喜菖蒲公園



久喜菖蒲公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	<p>【公園除草工】 機械除草 56,326㎡ その他一部区域は、直営による除草</p> <p>【植栽管理工】 低木剪定(寄植) 機械刈込 形状1.5m未満 4,703㎡ 高木基本剪定 落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満 5本 高木基本剪定 落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満 5本 高木基本剪定 常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満 5本 高木基本剪定 常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満 5本 古枝剪定 13m未満 幹周120cm以上150cm未満 10本 古枝剪定 13m未満 幹周150cm以上180cm未満 10本 古枝剪定 13m未満 幹周180cm以上210cm未満 10本 枯損木処理 チェーンソー伐採 幹周90cm以上120cm未満 5本</p> <p>【その他】 菖蒲田及び花壇管理については、直営による管理</p>
2	清掃業務	<p>【事務所清掃】 週7日1回/日 掃き清掃・拭き清掃・トイレ清掃</p> <p>【園内清掃】 週7日1～2回/日 巡回清掃(園内トイレ清掃(便器、床清掃)、ゴミ拾い、ゴミ分別等) トイレトーパー、手洗い水石鹸の補充等(適宜)</p>
3	噴水設備等保守点検業務	<p>・大噴水設備 潜水夫による水中の架台、ポンプ、配管、電気制御盤類の点検・清掃(1回/年)</p> <p>・霧噴水設備 架台、ポンプ、配管、弁類、電気制御盤等の点検清掃(1回/年)</p> <p>・滝設備 架台、ポンプ、配管、弁類、電気制御盤等の点検清掃(1回/年)</p>
4	機械警備業務	管理事務所及びレストハウス
5	浄化槽保守管理業務	<p>有料釣り場前トイレ 浄化槽法に基づく保守点検業務及び水質検査 (40人槽・分離接触ばっ気方式浄化槽)(6回/年) 浄化槽法第11条検査(1回/年)</p>
6	駐車場開門業務	<p>4月1日～9月30日 5時00分開門 10月1日～3月31日 6時30分開門</p>
7	駐車場閉門業務	<p>4月1日～9月30日 22時00閉門 10月1日～3月31日 21時30閉門</p>
8	自家用電気工作物保安検査業務	電気事業法に基づく点検(月1回)、検査(年1回)業務
9	自家発電設備保守点検業務	防災施設(自家用発電機、井戸ポンプ発電機)の点検(1回/年)
10	建築設備点検	建築基準法に基づく点検(レストハウス、自転車・ボート管理棟)(1回/年)
11	遊具点検	健康器具、複合遊具等の点検(1回/年)
12	ボート点検	2人乗りペダルボート及び4人乗りペダルボートの点検(1回/年)

久喜菖蒲公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	38,081	42,325
	消耗品費	1,897	2,205
	修繕費	5,581	3,243
	光熱水費	5,736	5,586
	責任保険料	526	626
	手数料	3,958	4,772
	委託料	7,170	6,893
	租税公課	11	8
	その他	9,101	11,130
	合計	72,061	76,788

収 入	委託料収入	38,349	39,038
	利用料金収入	88	29
	自主事業収入	19,474	21,689
	合計	57,911	60,756

管理費経費－収入	14,150	16,032
----------	--------	--------

久喜菖蒲公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
管理棟（事務所）	ルームエアコン	壁掛形1φ×200V、4kw	1	事務室
	ルームエアコン	床置形1φ×100V、2.8kw	1	休憩室
	換気扇		4	事務室、休憩室、便所、湯沸室
	瞬間湯沸器	5号、LPG	1	湯沸室
	襲雷警報器		1	事務室
	放送設備（非常用兼）	TOA(株) FS-932	1	事務室
レストハウス	厨房設備	厨房機器一式	1	
	パッケージエアコン	天井カセット型 冷房能力12.5kw、暖房能力14.0kw	2	
	パッケージエアコン	天井カセット型 冷房能力6.3kw、暖房能力6.7kw	1	
	排風機	天井埋込型ストレートシロッコファン200φ×400m ³ /h	1	200φ深型フード
	ダクト用換気扇	150φ×400m ³ /h、150φ深型フード	1	
	ダクト用換気扇	100φ×110m ³ /h、100φ深型フード	1	
	ダクト用換気扇	100φ×130m ³ /h、100φ深型フード	1	
	ダクト用換気扇	100φ×75m ³ /h、100φ深型フード	1	
	有圧換気扇	300φ×1200m ³ /h、SUSウェザーカバー	1	
	給湯機	24号、LPG	1	
	グリストラップ	75ℓ	1	
大噴水施設	中央噴水装置（1）	水中ポンプφ125mm×2.5m ³ /min×50m×37.0kw ノズル装置（φ26mmジェットノズル2本、ヘッダー管）他 付属一式	1	斜め上方向に 高さ30mの噴 水
	中央噴水装置（2）	水中ポンプφ125mm×1.4m ³ /min×43m×18.5kw ノズル装置（φ20mmジェットノズル2本、ヘッダー管）他 付属一式	1	斜め上方向に 高さ25mの噴 水
	中央噴水装置（3）	水中ポンプφ125mm×1.52m ³ /min×27m×11kw ノズル装置（φ15mmジェットノズル8本、ヘッダー管）他 付属一式	1	斜め上方向に 高さ15mの噴 水
	放射形噴水装置 （1）（2）	水中ポンプφ125mm×1.8m ³ /min×25m×15kw ノズル装置（φ30mmジェットノズル4本、ヘッダー管）他 付属一式	2	斜め約23mの 距離で、高さ 10mの放射状 の噴水
	放射形噴水装置（2）	水中ポンプφ125mm×1.6m ³ /min×23m×11kw ノズル装置（φ30mmジェットノズル2本、ヘッダー管）他 付属一式	1	斜め約15mの 距離で、高さ 13mの放射状 の噴水
	フロート式噴水架台	丸形フロート式噴水架台、平面寸法約φ6.4m、係留 チェーン・水中アンカー（3基）他付属一式	1	
	音響装置	コンパクトスピーカ60W（屋外6箇所設置）、アンプ出力 120W+120W、80W+80W、CDプレーヤー、ミキサー、付属品一 式	1	レストハウス前広 場、四阿対象
	噴水照明装置	中央用ライト（水銀灯1kw×6灯、水銀灯400w×2 灯）、放射用ライト（水銀灯400w×6灯）、風速計1 台、説明板1基	1	噴水のライト アップ
	制御装置	噴水制御盤（1） 鋼板製屋内自立型 1面 噴水制御盤（2） 鋼板製屋内自立型 1面 噴水照明制御盤 鋼板製屋内自立型 1面 音響装置制御盤 鋼板製屋内自立型 1面 風速計 1台	1	噴水の運転時 間やパターン を自動的に制 御し、照明や 音楽との連動 運転を行う。

久喜菖蒲公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
滝施設	滝循環ポンプ	片吸込渦巻きポンプ $\phi 100 \times 2.2 \text{kw}$	1	正門便所
	薬注装置	薬注ポンプ0.03kw、タンク50L	1	
	室内排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 50 \times 0.4 \text{kw}$ 、自動液面制御	1	
	付属装置	給水ユニット、制御盤、滝ノズルヘッダー管他一式	1	
霧噴水施設	加圧ポンプ	$\phi 32 \times 0.75 \text{kw}$	1	
	高圧霧ポンプ (レストハウス)	1.5kw、霧ノズル51本	1	
	高圧霧ポンプ(噴水池)	2.2kw、霧ノズル104本	1	
	付属装置	給水タンク100L、霧噴水制御盤、照明分電盤、マイクロミストフィルター他一式、電気加熱制御盤(絶縁不良)	1	
菖蒲池	給水ポンプ	水中ポンプ $\phi 50 \times 0.4 \text{kw} \times 100 \ell/\text{min}$	1	冬季停止
防災施設	防災用井戸	井戸口径200mm、深さ150.5m、ピットレスユニット 深井戸水中ポンプ $\phi 50 \text{mm} \times 200 \ell/\text{min} \times 60.5 \text{m} \times 3.7 \text{kw}$	1	
	常用発電所	ディーゼル 200V 20KVA	1	
	太陽光パネル照明灯		1	発電機充電用
	耐震性貯水槽	鋼板製、貯水量100 m^3	1	
	浄水装置等	緊急対策用飲料水製造装置、圧力タンク、滅菌器	1	
	非常用発電機	ディーゼル 200V 100KVA、所内分電盤、防災用電源切替盤	1	
	オイルタンク	A重油 1,950L	1	屋内タンク
受変電施設	高圧気中負荷開閉器	7.2KV 300A	1	
	避雷器	8.4KV 2500A	1	
	交流負荷開閉器	7.2KV 200A	1	
	トランス	3 Φ 300KVA 6600/200	1	
	スコット	100KVA 3 Φ -1 Φ	1	
	進相コンデンサ	200V 60 μ F	1	
有料釣場前便所	下水ポンプユニット	汚水ポンプ槽FRP1.5 m^3 、 $\phi 50 \text{mm} \times 80 \ell/\text{min} \times 13.3 \text{m} \times 0.75 \text{kw} \times 3 \phi \times 200 \text{V} \times 2$ 台	1	
有料釣場内便所	下水ポンプユニット	汚水ポンプ槽FRP1.5 m^3 、 $\phi 50 \text{mm} \times 10 \ell/\text{min} \times 7 \text{m} \times 0.4 \text{kw} \times 1 \phi \times 100 \text{V} \times 2$ 台	1	
魚釣場休憩所	浄化槽	分離接触ばっき方式、40人槽	1	園地全体の他の施設は公共下水道を利用。

久喜菖蒲公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
レストハウス 厨房機器	冷凍冷蔵庫	1200×600×1800	1	
	食品戸棚	1200×600×1800	1	
	チルド冷蔵庫	750×650×1905	1	
	角型ゆで麺器	600×600×800	1	
	調理台	600×600×800	1	
	ガスレンジ	900×600×800	1	
	脇台	300×600×800	1	
	二層シンク	1000×500×800	1	
	盛付台	1200×500×800	2	
	上棚	1400×400×一段	1	
	食器洗浄機	600×600×1260	1	
	ソールドテーブル	1350×600×800	1	
	吊戸棚	1500×400×600	1	
	盛付台	750×620×800	1	
	製氷機	800×620×800	1	
	コールドテーブル	1200×620×800	1	

久喜菖蒲公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 2 年 度		令和 3 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
遊具・テーブルベンチ他設置工事	2,404,600	記念撮影用修景ドア設置	220,000
管理事務所他照明器具LED化修繕工事	2,420,000	有料釣り場前汚水ポンプ盤修繕	389,400
		第2駐車場看板修繕	495,000
20万以下26件	1,314,252	管理事務所傾斜路設置工事	1,243,000
		20万以下20件	1,219,680
合 計	6,138,852	合 計	3,567,080

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

久喜菖蒲公園 有料施設利用状況

日	ローボート				カヌー		ペダルボート				バッテリーカー (定置式乗物舎) ※10月から		自転車						えさ		釣場						BBQ		公園利用料		全利用合計									
	有料 360円		金額		有料 710円		金額		480円		630円		無料		合計人数		金額		有料 100円		金額		有料(大人) 1,050円		金額		有料(小人)100円		金額		有料(65歳以上)420円		金額		無料		行為許可		有料	
	人数	無料	合計人数	金額	人数	金額	2人乗り	4人乗り	無料	合計人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	組数	金額	利用回数	金額			
R3.4	215	7	222	41,040	0	0	838	1,556	63	2,457	460,440	1,923	192,300	1,074	544	771	158	2,547	543,660	2,385	238,500	20	21,000	6	600	385	161,700	134	0	0	4,990	12,455	1,664,230							
5	216	4	220	38,880	0	0	700	1,324	20	2,044	376,530	2,020	202,000	831	354	2,722	166	4,073	701,190	2,384	238,400	23	24,150	1	100	336	141,120	93	0	0	1,110	15,096	1,723,480							
6	108	0	108	19,440	0	0	298	648	30	976	173,580	675	67,500	223	45	808	86	1,162	181,870	883	88,300	16	16,800	3	300	268	112,560	91	0	0	2,590	5,255	662,940							
7	68	0	68	12,240	0	0	374	924	58	1,356	235,290	681	68,100	272	103	950	178	1,503	232,040	1,023	102,300	26	27,300	4	400	326	136,920	88	0	0	80	6,396	814,670							
8	112	2	114	20,160	0	0	578	1,376	62	2,016	355,440	1,128	112,800	514	156	1,488	100	2,258	379,900	1,698	169,800	25	26,250	9	900	295	123,900	75	0	0	1,850	9,765	1,191,000							
9	248	2	250	44,640	0	0	966	1,772	50	2,788	510,930	2,151	215,100	781	165	2,610	151	3,707	592,250	2,921	292,100	13	13,650	2	200	339	142,380	76	0	0	2,950	15,799	1,814,200							
10	178	2	180	32,040	0	0	648	1,272	56	1,976	355,860	1,924	200,500	715	208	2,106	166	3,195	524,030	2,272	227,200	15	15,750	0	0	362	152,040	94	0	0	2,850	13,045	1,510,270							
11	226	4	230	40,680	0	0	858	1,504	70	2,432	442,800	2,663	311,900	783	336	2,390	146	3,655	618,790	2,641	264,100	19	19,950	0	0	300	126,000	72	78	85,800	3,530	15,595	1,913,550							
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,359	159,500	241	88	1,096	121	1,546	236,850	1,573	157,300	10	10,500	0	0	201	84,420	63	0	0	580	6,177	649,150							
R4.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,691	193,700	414	238	1,760	110	2,522	415,820	1,738	173,800	11	11,550	0	0	113	47,460	27	0	0	2,790	8,514	845,120							
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779	204,100	481	177	1,934	112	2,704	436,370	1,680	168,000	6	6,300	0	0	75	31,500	30	0	0	580	8,866	846,850							
3	106	0	106	19,080	0	0	302	668	28	998	177,690	2,780	320,300	850	432	3,494	190	4,966	833,620	2,906	290,600	7	7,350	1	100	176	73,920	53	51	55,000	5,710	16,819	1,783,370							
	1,477	21	1,498	268,200	0	0	5,562	11,044	437	17,043	3,088,560	20,774	2,247,800	7,179	2,846	22,129	1,684	33,838	5,696,390	24,104	2,410,400	191	200,550	26	2,600	3,176	1,333,920	896	129	140,800	29,610	101,628	13,941,510							

久喜菖蒲公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 3. 31見込

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	鯉のエサ自動販売機	園内	0.819m ² (2台)	H31.4.1	R5.3.31	4年
設置	自動販売機	園内	9.875m ² (10台)	H31.4.1	R5.3.31	4年
設置	レストハウス看板	園内	0.414m ² (2基)	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	健康遊具看板	園内	0.12m ² (1基)	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	バッテリーカー広場	園内	191.46m ² (1基)	H30.4.27	R5.3.31	5年
設置	自動販売機	園内	7.368m ² (3台)	H30.5.2	R5.3.31	5年
設置	自動販売機	園内	0.891m ² (1台)	H30.8.1	R5.3.31	5年
設置	バーベキュー広場	園内	33.0m ²	H30.10.1	R5.3.31	5年
設置	埼玉県コバトン健康マイレージ用タブレット端末及び什器	園内	0.1575m ²	R3.4.1	R6.3.31	3年
設置	自動販売機	園内	0.685m ² (1台)	R2.1.24	R5.3.31	4年
設置	記念撮影用修景ドア	園内	6.24m ² (1台)	R3.10.15	R5.3.31	2年
設置	設置型ベビーケアルーム	園内	1.62m ² (1基)	R3.10.19	R5.3.31	2年
設置	定置式遊具	園内	7.5m ² (1基)	R3.10.25	R5.3.31	2年
設置	自動販売機	園内	0.428m ² (1台)	R3.11.26	R5.3.31	2年
占用	鳥獣保護区制札3基	園内	1m ² (制札3)	R1.11.1	R11.10.31	10年
占用	案内看板1基	園内	1,08m ²	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	電柱、支線	園内	0.4m ² 電柱(本柱1本、小柱1本) 支線(支線1本、小柱支線1本)	H28.4.1	R8.3.31	10年
占用	ガス整圧器1器	園内	12m ² (ガス整圧器1基)	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	本柱、支柱、電線	園内	本柱2本 支柱1本 電線30m	H30.4.1	R10.3.31	10年
占用	指定避難所表示板	園内	0.5m ²	H30.4.1	R10.3.31	10年
占用	1級基準点	園内	0.1m ²	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	雨水用排水管	園内	0.12m ² (コンクリートボックスカルバート)	R3.4.1	R8.3.31	5年

久喜菖蒲公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 3. 31見込

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影			R3.4.1		1日
行為	写真撮影			R3.4.4		1日
行為	写真撮影			R3.4.9		1日
行為	写真撮影			R3.4.10		1日
行為	写真撮影			R3.4.21		1日
行為	写真撮影			R3.4.23		1日
行為	写真撮影			R3.4.25		1日
行為	写真撮影			R3.4.27		1日
行為	写真撮影			R3.4.30		1日
行為	写真撮影			R3.5.2		1日
行為	写真撮影			R3.5.7		1日
行為	写真撮影			R3.5.28		1日
行為	写真撮影			R3.6.3		1日
行為	写真撮影			R3.6.9		1日
行為	写真撮影			R3.6.11		1日
行為	写真撮影			R3.6.18		1日
行為	写真撮影			R3.6.21		1日
行為	写真撮影			R3.6.24		1日
行為	写真撮影			R3.6.26		1日
行為	鉄道信号機の視認性確認試験			R3.7.19		1日
行為	写真撮影			R3.8.5		1日
行為	写真撮影			R3.8.6		1日
行為	写真撮影			R3.8.19		1日
行為	写真撮影			R3.8.22		1日
行為	写真撮影			R3.9.4		1日
行為	写真撮影			R3.9.7		1日
行為	写真撮影			R3.9.16		1日
行為	写真撮影			R3.9.20		1日
行為	写真撮影			R3.9.20		1日
行為	写真撮影			R3.9.20		1日

久喜菖蒲公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 3. 31見込

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影			R3.9.22		1日
行為	写真撮影			R3.10.3		1日
行為	鉄道信号機の視認性確認試験			R3.10.8		1日
行為	写真撮影			R3.10.10		1日
行為	写真撮影			R3.10.11		1日
行為	写真撮影			R3.10.15		1日
行為	写真撮影			R3.10.17		1日
行為	写真撮影			R3.10.20		1日
行為	写真撮影			R3.10.26		1日
行為	フラワーイベント			R3.11.3		1日
行為	写真撮影			R3.11.3		1日
行為	写真撮影			R3.11.5		1日
行為	写真撮影			R3.11.10		1日
行為	写真撮影			R3.11.18		1日
行為	写真撮影			R3.11.20		1日
行為	写真撮影			R3.11.24		1日
行為	写真撮影			R3.11.25		1日
行為	フラワーイベント			R3.12.18		1日
行為	写真撮影			R3.12.21		1日
行為	写真撮影			R4.1.4		1日
行為	写真撮影			R4.1.9		1日
行為	スノードームの制作体験			R4.1.10		1日
行為	写真撮影			R4.1.16		1日
行為	写真撮影			R4.1.20		1日
行為	写真撮影			R4.1.22		1日
行為	写真撮影			R4.2.22		1日
行為	手作り行灯の製作体験			R4.2.23		1日
行為	写真撮影			R4.3.8		1日
行為	地域の健康チェックイベント			R4.3.9		1日
行為	地域の健康チェックイベント			R4.3.10		1日

久喜菖蒲公園 貸与可能備品一覽

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	船外機	ヤマハ9.9DL	1	平成15年度
2	〃	ヤマハF9.9CMH	1	平成15年度
3	ボート(ペダル)	ペダルボートSC-2	7	平成15年度
4	〃	ペダルボートSCF-2	2	平成15年度
5	〃	〃	2	平成16年度
6	〃	〃	3	平成17年度
7	〃(モーターボート)	ヤマハフィッシュマン14	2	平成15年度
8	オイルフェンス	前田工織(株)OK-200BT	6	令和2年度
9	製氷機	DRI-35LME	1	平成22年度
10	冷凍冷蔵庫	ホシザキHRF120ZFT	1	平成23年度
11	倉庫	(株)稲葉製作所GRN-2142H	1	平成30年度
12	防犯カメラ(一式)	アルコムRD-CA212 (デジタルレコーダー、モニター)	3	令和2年度
13	スチールエンジン チェーンソー	MS390	1	平成16年度

利用料金等の設定（久喜菖蒲公園）

（1）利用料金

ア 有料施設：なし

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売、興行その他の営業行為（興行を除く。）をする場合	一日 14円/m ²
興行を行う場合	一日 17円/m ²
業として行う写真の撮影	半日 370円/件 一日 740円/件
業として行う映画等の撮影	半日 14,880円/件 一日 29,850円/件
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する場合	一日 8円/m ²
広告物の表示	一日 2,100円/m ²

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業の場合は、半額とする。
- * 学校教育法の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可については上記の金額にかかわらず無料とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 行為に要する面積が1m²未満であるとき、又はその面積に1m²未満の端数があるときは、1m²として計算するものとする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、その他の営業行為」「興行を行う場合」、「競技会、展示会、博

覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。

- * 表の行為許可のうち「物品の販売、その他の営業行為」、「興行を行う場合」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 自主事業

行 為		現 行 料 金(円)	
貸しボート	ローボート	30分まで	360円
		30分を超え30分増すごと	360円
		障害者及びその介護者	無料
	ペダルボート (2人乗り)	30分まで	480円
30分を超え30分増すごと		480円	
障害者及びその介護者		無料	
ペダルボート (4人乗り)	30分まで	630円	
	30分を超え30分増すごと	630円	
	障害者及びその介護者	無料	
カヌー (2人乗り)	30分まで	710円	
	30分を超え30分増すごと	710円	
	障害者及びその介護者	無料	
魚釣り場		一般 1,050円	
		65歳以上 420円	
		小・中学生 100円	
		障害者及びその介護者	無料
貸自転車		一般自転車	1時間 210円
		変形自転車	1時間 320円
		2人乗り・4人乗り	1時間 520円
		障害者及びその介護者	無料
バッテリーカー		1回	100円
鯉のエサ販売		1個	100円
自動販売機		130円～210円	
レストハウス		100円～730円	

バーベキューエリア	1 サイト 6 人まで(半日 4 時間) 1,100 円 障害者及びその介護者 無料 バーベキューコンロ(840 円)、テーブル椅子付き、(840 円)、テーブル(520 円)、椅子(320 円)、火ばさみ(210 円)
休憩用具	ハンモック 1時間 200 円 リクライニングチェア 1時間 200 円

* 上記表中の「障害者及びその介護者」の場合の取扱いは、県の「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び同条例施行規則に定める取扱いと同様とする。

久喜菖蒲公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	/	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m ³
	小規模貯水水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	○	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	○	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
計器の較正			○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
その他の機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検				
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
				始動試験	○	○			
				機関主要部分の分解			○		
				排ガス測定		○			
				内燃機関の分解			○		
				ガスタービン	外観点検	○	○		
					計器盤点検	○	○		
					振動・異音・異臭等	○	○		
					油面、漏れ等	○	○		
					燃焼器点検		○		
					機器内部点検		○		
					高温部分分解点検			○	
					オーバーホール			○	
					ガス圧縮機	外観点検	○	○	
						保安装置		○	
			カップリング			○			
			オイルポンプ			○			
			スクリーウ圧縮機分解点検				○		
			補機類	外観点検	○	○			
				振動・異音・異臭等	○	○			
				駆動機シリンダ部グリース補給		○			
				リミットスイッチ動作位置		○			
				軸受部開放点検			○		
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
				異音、振動、漏れ等	○	○			
				ベルトの点検、調整		○			
				総合分解点検			○		
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
				計器点検	○	○			
				純粋タンク水位、流量	○	○			
				カートリッジ純水器再生	○	○			
				総合システム点検		○			
				純水加圧ポンプの分解点検			○		
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
				安全弁の作動	○	○			
				潤滑油交換		○			
				ベルトの点検、調整		○			
				ピストン、シリンダーの分解点検			○		
			発電機関係	外観点検	○	○			
				整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
制御装置点検		○		○					
接地線接続部の点検		○							
内部点検				○					
絶縁抵抗・接地抵抗測定		○							
保護継電器の動作試験		○							
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ					
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○				
			始動試験	○	○				
			機関主要部分の分解		○	○			
			排ガス測定		○				
			内燃機関の分解			○			

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
		スクリュー圧縮機分解点検				○		
		補機類	外観点検	○	○			
			振動・異音・異臭等	○	○			
			駆動機シリンダ部グリース補給		○			
			リミットスイッチ動作位置		○			
			軸受部開放点検			○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
		純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○		
			漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
		始動用空気圧縮機	総合システム点検		○			
			純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
		ピストン、シリンダーの分解点検			○			
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
ヒューズ類の点検			○					
盤内取付器具の加熱変色、損傷			○					
盤内、外面の清掃			○					
自動電圧調整器の外観、調整範囲確認			○					
その他配電設備と同じ			○					
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
			燃料	○	○	
			ライト、ウインカー	○	○	
			その他	○	○	
			排ガス測定		○	
		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
接地線接続部	○		○			
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
接地設備	保護継電器の動作試験		○			
風力発電設備	風車	接地抵抗測定		○		
		外観点検	○	○		
	タワー	尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
インバータ	絶縁抵抗測定		○			
	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
	接地設備	接地抵抗測定		○		

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
温度測定				○
		外観点検	○	○
			絶縁抵抗測定	

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

指定管理業務に関する特記仕様書（久喜菖蒲公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 地元ボランティア団体等との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。
- 6 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 7 防災活動に協力すること。
久喜菖蒲公園は、埼玉県地域防災計画において防災活動拠点と位置付けられてい

るため、発災時には救助活動等の拠点となる場合がある。

また、久喜市が地域防災計画で避難場所として指定している。防災訓練を実施する際は、公園を管理する者として参加及び協力すること。

8 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

9 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たす保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則年3回開催）への出席に配慮すること。

10 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

11 池の水面管理にあたり、次の点に留意すること。

- (1) 池の水面管理は公園で行っているが、水位の調整及び工業用水としての使用权及び販売権は、（株）久喜菖蒲工場団地管理センター（河原井浄水場）が有している。センターとは連絡を密にし、互いに協力して管理すること。
- (2) 公園の大部分を池が占めるため、水質の管理について十分配慮すること。

12 駐車場の混雑対策について

ゴールデンウィーク等駐車場が混雑する時期については、渋滞や近隣施設への駐車を抑制するため警備員の配置など必要な対策を実施すること。

13 一級河川庄兵衛堀川と昭和沼の接続について

令和3年度に、久喜菖蒲公園内の昭和沼は、公園の西側を流れる一級河川庄兵衛堀川の河川整備計画において、調節池に位置付けられた。大雨が降った際に庄兵衛堀川の洪水の一部を昭和沼に流入させることで、庄兵衛堀川流域の治水安全度の向上を目的としている。

現在、河川管理者が、公園内を含む庄兵衛堀川周辺において、昭和沼と庄兵衛堀川を接続する工事を実施しているため、事業計画を作成する際は次の（1）から（3）について留意すること。

また、施設の維持管理に関する詳細は河川管理者と協議中であり、その結果を踏まえ、指定管理者に協議する場合があるので、指定管理者は適宜協議に応じること。

（1）一級河川庄兵衛堀川から昭和沼への洪水の流入について

ア 一級河川庄兵衛堀川の洪水調節のため、令和6年度以降、昭和沼に洪水を流入させることがある。

- イ 一級河川庄兵衛堀川の洪水を昭和沼に流入させることが見込まれるときは、河川管理者は事前に昭和沼の水位を下げるため、事前放流を行うことがある。
- ウ 昭和沼へ流入させた洪水は、一級河川庄兵衛堀川の水位が下がったことが確認できたのち、河川管理者が一級河川庄兵衛堀川へ排水することがある。
- エ 一級河川庄兵衛堀川から昭和沼へ洪水を流入させることに伴い、昭和沼の水質を把握する必要があるため、指定管理者は河川管理者の調査に協力するものとする。
- オ 自主事業として有料釣り場等の昭和沼を活用した事業の提案を行う場合、洪水の流入について踏まえた上で提案をすること。

(2) 公園内での工事について

工事に伴い、園内サイクリングロードの一部を、令和4年度中から令和6年6月頃までを目途に工事ヤードとして利用する。河川管理者は、サイクリングロードを迂回させる等、公園利用者の通行に支障がないよう配慮する予定である。工事期間中に工事発注者から園内の利用方法について協議された場合、指定管理者は適宜協議に応じること。

なお、具体的な工事時期や調節池としての供用開始後の管理方法については、公園管理者及び指定管理者と河川管理者で今後協議を行うものとする。

(3) 河川区域の編入について

昭和沼は、一級河川庄兵衛堀川と接続されるとともに、河川管理施設及び河川区域となる。このため、指定管理者による昭和沼の活用については、河川法を順守し、必要な協議を河川管理者と行うものとする。

14 スケートボード場等の運営について

第2駐車場東側奥の舗装を改修し、引き続き駐車場として供用するほか、令和4年秋頃から、試行として平日や休日の一部でスケートボード等アーバンスポーツができる場所として、提供することを検討している。

スケートボード場等の運営に関する詳細は関係団体と協議中であるが、試行の結果を踏まえ、令和5年度以降、試行の更なる継続か本格実施に至った場合は、近隣への対策も含め、運営に関し必要な業務を行うこと。

15 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。